

特別記事

川添美央子君学位請求論文審査報告

川添美央子君より提出された学位請求論文「人為と自然——ホッブズ政治哲学研究——」の構成は以下の通りである。

(凡例)

序章

1 問題の所在

2 研究史

3 本論文の構成

一章 自由意志論争におけるホッブズの二つの視座

はじめに

1 観察者の視点

2 強制からの自由——行為者の視点1——

3 テニスコートの自由——行為者の視点2——

4 義務論

二章 ホッブズとブラモールの比較考察

はじめに

- 1 フラモールの自由意志論と政治思想
 - 2 ホッブズの沈黙の検討
- おわりに

三章 唯名論に関する予備的考察

はじめに

- 1 ソレルのホッブズ解釈
- 2 サルカのホッブズ解釈
- 3 おわりに

四章 『物体論』における制作と二つの自然——原因概念を手かりに——

1 三つの原因概念

2 普遍的原因論の難点

3 物的自然と規範的自然

4 制作と二つの自然

五章 情念論とその政治的射程

1 運動としての位相

2 主観的経験という位相

3 間主観的位相

4 情念と政治

六章 政治学における人為と自然

1 自然法と理性

2 日常言語としるし

3 人為と自然

むすび

(参考文献リスト)

本論文全体を貫くモチーフは、序章でも説明されているとおり、政治における「人為」(川添君は「作為」概念と区別してこの「人為」概念を用いているが、それについては後述する)と「自然」の関連性という広大な問題領域を、ホッブズに即して説明しようとするものである。ホッブズの政治学構想は、周知のように人為的な制作の学として定式化されているのだが、それが彼の自然哲学とどう関連性を有するのか。またそうした、政治秩序を力で樹立する構想とならざるをえない制作学としての政治学が、合意の契機を重視せざるをえないはずの社会契約説とどう両立するのか。本論文で川添君が一定の答えを与えようとする中心問題がこれである。従来、我が国でホッブズ解釈の有力なパラダイムとされてきたのは福田歓一氏によるものであった。福田テーゼは、契約説を構成原理と解釈原理に区別した上で、ホッブズの契約説を構成原理としてとらえるものであったが、川添君はこのストロング・パラダイムに果敢に挑戦し、ホッブズの契約説を解釈原理から構成原理への過渡期にあるものととらえる解釈を打ち出すものである。

その際に川添君が採用する方法は、近年、我が国のホッブズ研究の主流となった感のある、ケンブリッジ学派のコンテキスト主義に依拠する「思想史研究」ではなく、哲学的アプローチである。ケンブリッジ・パラダイムではキリスト教コンフェシヨナリズムのなかにホッブズを位置づけ直し、『リヴァイアサン』の第三、第四部を重視する解釈がとられがちなのだが、川添君はこれに対して、伝統的な哲学的基礎付けを求める解釈の道を選択するのである。それでも従来の解釈枠組みを単純に踏襲するものではない。それは具体的には、我が国であまり紹介されることのないフランスのホッブズ研究、特にザルカのそれを批判的に摂取しつつ、作品を「普遍的問題への思想家の応答」としてとらえようとする試みである。そこで次に、本論文の要旨を章ごとに紹介する。

第一章の「自由意志論争におけるホッブズの二つの視座」で川添君は自然状態からモンウェルスへと移行に見られるホッブズの二重の飛躍・矛盾に注目する。他人に対して狼である人間がなぜ自然法には従うのか、また自己の欲求のみを追求するはずの主体がどうして義務感をもちうるのかという矛盾である。川添君はこの問題を古典的

な自由意志論と関連させ、ホッブズに混在する「観察者の視点」と「行為者の視点」に由来するものであるとの解釈を打ち出す。この両者のモチーフの不一致がホッブズの自由観の揺れの原因となっているのである。「ホッブズの観察者の視点の最大の問題は、人間の営みをもっぱら有機体的運動に還元して決定論的に理解しようとし、言語操作に基づく行為という側面を完全に脱落させていることである。これが二つの視点の不一致の一つの大きな要素である。よって、この双方の視点は同一の内容を両側から照らしているのではなくて、観察者の視点ではつかみきれない主体的な熟慮・選択が行為者の視点からのみえがかけられていると云ってよいであろう」(二五頁)。

第二章では、ホッブズと同じく、王党派とみなされながらも、一方で彼とは異なり、自由意志論に与し、「かすかではあるが」臣民の自由な判断基準に従った行動を容認しつつ、他方では王に対して、規範的制約を課そうとしたブラモールとホッブズの論争がとりあげられている。川添君のアプローチでユニークなのは、論争相手であるブラモールをいわば「鏡」として、(1)責任の問題、(2)罪と刑罰の正当化問題、(3)動機、(4)主権者への提言という形をとる制作学としての政治学構想、の四点にわたって、ホッブズが語

っていることからではなく、ブラモールからの批判にホッブズが沈黙している点から逆に彼の意図と思想を読み取ろうとしている点である。

第三章ではホッブズにおける哲学と政治学の連関がソレルとサルカのホッブズ解釈を紹介しつつ読み解かれている。川添君によれば、ソレルはまずホッブズが物理学と数学(幾何学)を混同している点を明らかにして彼の自然哲学の一貫性を疑問視する。ついでソレルはホッブズの政治哲学と自然哲学の断絶を指摘し、権利・義務の分配を扱う政治学の自然学からの自立を主張するのであるが、川添君はその解釈に賛同しつつ、その政治学構想が人間論を等閑視している点に疑問を呈している。他方、サルカのホッブズ解釈は、「分離の形而上学」としてホッブズの思想をとらえようとするもので、「伝統的存在論を破壊し、物と名辞を分離させたが、政治学がその基礎をおいているのは物から分離した名辞の次元である意味論、記号論であって自然哲学ではない」(八一頁)とするものである。川添君は物から分離された記号の世界に政治学を定位させようとするザルカに共感しつつ、それでも不十分な解釈であると指摘する。というのも、ザルカは意味とフィクションの世界の基礎にある「情念」を記号として扱おうとするが、その情

念が何であるのか答えられないままだからである。自然学として、世界の中にある人間を問いつつ、政治学として、世界を作り出す人間を問うという視点がそこには欠けているとする川添君は、だからこそ本論文全体を通じて、ホッブズの思想を自由意志論という哲学的伝統のパスペクティブのもとに位置づけ直そうとするのである。

上記のような準備作業を経て、第四章ではホッブズの『物体論』に見られる原因概念に焦点を当て、政治学を問題にする以前に、彼の自然哲学においても決定論的一元論が貫徹されていないことが明らかにされている。そこから川添君は物理学と幾何学の対象となる物的自然と並んで、それとは独立した「規範的自然」なる問題領域がホッブズに見られると主張する。それは人間の意識や表象からなる「現象界」を対象としたもので、幾何学体系とそれをもとに導き出された論証規則の支配を受けるのであり、川添君は、それが人為的な「制作の学」たる政治学の自律性の根拠になっていると考察している。

続く第五章ではホッブズの情念論が分析されている。ここではホッブズにおいて、情念のうちで最も重視されている「死の恐怖」も、理性ともども主観性の支配下にあり、無制約な恣意的原理になりかねない危険性を持つものである

ることが指摘されつつも、人々の間に共通了解をもたらしうる、川添君が「間主観的自然」と呼ぶ第三の自然観を成立させる余地のあるものであることが説かれる。これによってホッブズにおいて政治の制作がまったくの恣意に墮することが回避されるのであるが、問題はこの「間主観的自然」がどの程度まで主権者をも拘束できるかである。

その分析にあてられているのが第六章の「政治学における人為と自然」である。本章で議論されているのは、主権者の権力行使を制約する原理に関するものである。まず規範的自然のなかでも最も重要な自然法についてであるが、それが制限要因になりうるのは、自然法が個々人の生存欲求に従属するかぎりであって、解釈と言語にそれが依存する以上、歯止めとしては弱すぎる点が指摘されている。だからこそ、川添君は、ザルカや故福田有広氏とともに、ホッブズ政治学の本質にあるのは、合意ではなく主権者の「力」による秩序の樹立であるとの見解をとり、契約説ではなく、制作学こそがホッブズ政治学の眼目であると主張している。しかし同時に、その自然法において公平な審判者としての第三者的理性が人民にも共有されており、だからこそ主権者は人民の自然権を守り、契約による主権の成立という「正統性」原理に訴えかけねばならないことが解き明かす

れている。また同時に、名誉や価値などの間主観的自然も、主権者が持つ「力」への人々の評価を前提にするだけに、主権者を制約する要因になりうる。

結論として川添君はホッブズにとつての「人為」が、様々な自然的制約を受けつつも、基本的には主権者という「単独者の制作学」にとどまるものであって、人間の相互性に基づく「共同制作の学」にはなりえない構造を持つものであるとの考察を引き出している。

以上、論文の概要を紹介してきた。次に評価を述べたい。本論文を通読して印象的なのは、通常、ホッブズの政治学を論じる際に分析の対象となる『リヴァイアサン』や『臣民論』のみならず、これまで政治思想研究の文脈ではあまり論じられてこなかった彼の自然哲学に関わる著作にも、一次資料に丹念にあたることで分析の幅が広げられている点である。もっとも、より詳細に見れば、『小論』や『トマス・ホワイット批判』などの初期・中期のホッブズの著作との関連性は本論文でも必ずしも明らかではなく、その点か今後の課題として残る点であろう。

それ以上に重要なのは、研究方法として思想的アプローチをとらず、哲学的アプローチを採用するとしながらも、

実は最新の思想的研究を巧みに受容しつつ、川添君が大胆な解釈枠組みを呈示している点である。もっとも大胆に感じられるのは、社会契約説をホッブズ政治学にとつて二義的なものと退けつつ、制作学としてそれをとらえようとする点であり、その際に、一見したところそれと矛盾するホッブズの決定論と、人為的製作という構想がどう連関するかという難問に一定の解答を与えうる分析枠組みを編み出している点である。特に第四章において、アリストテレス的な本質と形相がホッブズにおいては偶有性概念に置換されていることで、価値体系の定立が倫理的評価を伴うことなく自然から人為へと移行しているとの説明や、第五章で導入されている間主観的自然概念によつて、主観的でありつつも客観性要件を備えた自生的意味空間が創出され、それによつて人々の相互理解が確保される場がホッブズ哲学の中に認められるとする解釈は斬新で、説得力がある。

また、川添君は自身の課題と関連して、「理論の亀裂の背後に、その亀裂を生ぜしめたところの、思想家の直面していた複数の課題をつきとめるべきなのではないだろうか」（四五頁）と述べているが、本論文で川添君はホッブズの理論の亀裂の中に彼が時代状況の中で抱いていた実存的ともいえる問題意識を思想内在的に描き出すのに成功し

ている。往々にして川添君も採用している「哲学的アプローチ」は「思想的アプローチ」と比較して、現代の視点から「超越的な」視座を設定し、そこから過去の思想家の矛盾と限界を指摘するアナクロニステックな外在的批判になりがちであるが、川添君の考察姿勢は、彼女が今後も、思想家の問題意識を内在的にとらえつつ重厚な研究成果を世に問うていくであろうことを充分に期待させてくれるものである。

もっとも、その中心となる物的自然・規範的自然・間主観的自然という用語の選択や「作為」概念を退け「人為」概念を採用する根拠に疑問を感じないわけでもなかった。川添君が一貫して「作為」概念ではなく、「人為」概念を用いるのは、一つには、人間の恣意性を問題にしたかった点、そして「人為」概念が行為や制作の次元のみならず認識の次元も含むものであるからと説明はされているのだが、果たしてそのような概念的区別がなしうるものであろうか。また規範的自然のみならず、間主観的自然なる分析枠組みまで持ち込んでしまった場合、ホッブズの思想体系を整合的に解釈することはできたとしても、「自然」と「人為」あるいは「ピュシス」と「ノモス」の関係を考察し、テオリア、ブラクシス、ポイエーシスという三つの値の領域か

ら学知を問うてきたアリストテレス以来の西洋哲学の伝統に対して、あるいは『純粹理性批判』で「真」の問題を扱う純粹理性を、『実践理性批判』で「善」の問題を扱う実践理性を、『判断力批判』で主観的であると同時に人間の共通感覚の基盤ともなりうる「美」に関する趣味的判断力を問うたカント哲学の持つ射程と比較しても、むしろその関係性を逆にわかりにくくさせてしまうことにはなりはしないだろうか。そもそも命題（事実命題であれ、規範命題であれ）の真偽、ないしは妥当性の問題と（恣意的）権力抑制の問題を一樣に「自然」概念から論証・正当化しようとするホッブズ自身の哲学が妥当なものであるのか疑問である。川添君のこの論文はホッブズ論であるから、その点は仕方がないのかもしれないが、川添君の問題設定そのものが広大な哲学史の中にホッブズを位置づけ直そうとする試みであるだけに、このことは指摘しておかなければならない。

加えて、第一章で導入されている、「観察者の視点」と「行為者の視点」という、それ自身、極めて説得力のある議論と三つの自然概念との関連性も釈然としないうところがある。また川添君は「解釈原理」から「構成原理」への移行過程のなかにホッブズを位置づけようとしているのだが、

近年のポストモダンの近代批判はむしろ、そのような「構成原理」など、もともと存在していなかった点をえぐり出そうとしてきたとも言える。近代思想とは、主体から独立した客体たる世界が実在する（存在論あるいは形而上学）

と同時に、その主体が客体たる世界を正確に表象できる（認識論）とするプログラムとみなしえようが、そのプログラムが成立したことは実は一度もなかったのである。川添君はこうした近代批判に対してどう回答するであろうか。ユニークな近代思想史の解釈枠組みを構築しつつある力量を示している川添君であるからこそ、問うてみたい疑問でもある。

以上、本論文にいくつかの疑問点も差し挟む余地がないわけではないが、そのことは逆に本論文が持つ射程の広さと大胆で野心的な解釈枠組みがゆえに生じるものとも言える。川添君がとりあげようとしている問題は、ひとりホッブズ解釈や政治学の固有性の分析にとどまるのではなく、現代決定論と自由意志論の問題に見られるような、現代哲学でも未解決なアポリアなのであって、そうした難問に果敢に挑戦しようとする川添君の姿勢は前向きに評価したい。

よって審査員一同は一致して川添美央子君提出の論文が、

博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するに値するものと判断し、ここにその旨を報告する次第である。

平成十八年三月三日

主査	慶應義塾大学法学部教授	萩原 能久
副査	慶應義塾大学名誉教授	鷺見 誠一
副査	慶應義塾大学法学部助教	田上 雅徳